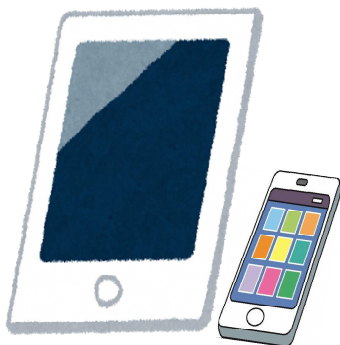




スマートフォンとセット契約したタブレット端末の解約トラブル



事例

2年前にスマートフォンを契約した際、「一緒に契約すると格安でタブレット端末が持てる」と勧められ、スマートフォンとタブレット端末のセット契約を結んだ。今月更新月になり、スマートフォンを解約した。一緒に契約したタブレット端末も解約できたと思っていたが、タブレット端末が解約されていないことが後日わかった。タブレット端末の契約期間は3年で、今解約すると、違約金9,800円が請求されるそうだ。タブレット端末は使い方もよくわからず、全く使っていない。解約したいが違約金を払うのは納得できない。

助言



スマートフォンなどの契約の際に「無料」「プレゼント」などと勧められ、タブレット端末や子供用携帯電話、ポケットWi-Fiなどと複数契約したことによるトラブルの相談が寄せられています。

契約時に契約の内容をよく理解しないまま契約を結んだ事がトラブルの原因となっているようです。契約に当たっては、料金や契約期間、特約の内容、解約料などをしっかり確認しましょう。

説明と違ったり、契約書の内容が自分が希望したものと違っていた場合に、すぐに携帯電話会社へ申し出ましょう。

主な携帯電話会社の店頭販売やオンラインショップ等の通信販売で契約した通信サービスの契約は、電波状況が不十分であること、または料金等の契約前の説明や書面交付に問題があったことを認められた場合には、電気通信事業法の「確認措置」として、契約解除が可能です。確認措置で契約解除する際は、契約先の携帯電話会社にサービス提供開始日を初日として8日以内に、携帯電話会社が定める方法で申し出る必要があります。

ただし、解約まで利用したサービス料や有料オプションサービスの利用料は支払うことになります。

自分に本当に必要と思ったものだけ契約し、内容がよくわからないまま契約せず、納得いくまで説明を受け、契約するかどうかを決めましょう。

相談専用電話 6998-3600

守口市消費生活センター（守口市役所内）

相談時間 午前9時30分～午後4時30分

土・日曜・祝日の相談窓口は、

消費者ホットライン 188（局番なし）